慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	仏国土地所有制度の現状
Sub Title	
Author	久山, 寅一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.2 (1910. 2) ,p.186(76)- 193(83)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100215-0076

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

佛國土地所有制度の現狀

三田謝書會報告 Economic Journal Vol. XIXNo. 73
掲載 J. Dumas 氏論文

久山寅一郎

近年佛國農業上に起れる恐慌に對しては或は悲觀するものあり或は樂觀するものありクリフ、レスリー氏の如きは最も樂觀論者の一人なれども悲觀論者に至りては一八七〇年來の土地價格の下落外國穀物の輸入のために蒙れる農民の損害、從て起れる農民の都會流入の現象を指摘し佛國農業の前途に對して危惧の念を懷くもの少なからず、然りと雖も吾人は佛國農業の現狀を極端に樂觀するものに非ざると同時に又濫りに悲觀するものにも非ず殊に農業恐慌の原因を以て土地の相續法並に賣買制度にありとなすものあるに至りては絶對に反對せざるべからず恐慌の原因は單に經濟的の理由より來れるのみ其原因は別ちて大凡左の三に歸すべし。

一、資本勞働の缺乏

田舍の農民の都會流入は今や世界的の現象にして佛國も亦其數に漏れず田舍の勞働者は常に都會に向て流入しつゝあり、中產以上の子弟は愉快なる生活を送らんがため或は敎育上の必要より都會生活を欲し且又兵役勤務は益々都會流入の傾向を增加せしむ、農家の子弟は、田舍に在つて前途見込少き耕作に從事するよりも都會に於て一定の報酬を得て安全に生活するに若かずと思ひ、新鮮の空氣と滋養多き食物を捨てゝ溷濁なる都會に流入するなり、此くして一八五一年に全國人口の七割五分を占めたりし田舍の人口は一八八六年に六割四分と也爾來年々減少を來しつゝあり、一八八六年—一八九一年間に於て大都市の人口は(四里を除く)三四〇、〇〇〇人の增加を見たり、之れ全國人口の增加平均率より大なるものなり一八七二年には二萬人以上の人口を有する都市六十九を算したりしが一八九一年には百〇四となり今日は百二十に上れり佛國人口が靜止の狀態に在るに都會人口が

如此く增加するは卽ち田舍の衰亡を來す所以なり

土地に投ずる資本に於ても亦同じ動產なるもの佛國に於て普く知られざりし時代に於ては唯一の資本放下物は土地に在りき然るに今日に於ては資本は盛に公債其他の有價證券に向て投せらる於是乎土地放下の資本は日に缺乏を告げざるを得ず。

此等の現象よりして來る直接の結果は田舍勞銀の騰貴是なり、ヴィレー氏によれば一八八七年に於ける勞銀は一八五二年に於けるより十一割餘の騰貴を來せり、ホビル氏も過ぐる一世紀內に於て一家の收入は二百法より八百法に上れりと云ふ、勞銀の騰貴は素より喜ぶべき現象には相違なけれ共其結果として生產費の增加を來し延て農業の衰退を招致せるものなり。

二、外國穀物の輸入

如何に極端に自由貿易を唱うる人と雖も西部歐洲諸國に於て穀物關稅の撤廢は其製造工業に及ぼせしが如き利益を農業に及ぼさゞる事を承認するなるべし米國其他の新國に於ては土地豐饒にして勞銀亦廉なるを以て土地は大規模に耕作せられ其生產物も亦非常に廉なり、於是乎農業保護の必要を生ずることなるが佛國に於ては此廉價なる穀物の輸入によりて農業は大なる打擊を蒙りたり、卽ち一八六一年—一八八〇年間自由貿易政策を採りし結果として穀物の價は內地生產費以下に下落し農民は非常なる困厄に陷れり、されば一八八五年穀物課稅案議會を通過し始めは一「ヘクトリートル」に對して三法の課稅をなせしが一八八七年には五法に一八九四年には七法に引上げられたり此の如き穀物に對する課稅は延て報復關稅となり佛國の輸出は爲めに減少するに至りしも農民は穀價の騰貴によりて僅かに復活することを得たり其後家畜、卵、野菜等に對しても課稅せらるゝに至り農產物の輸入は益減少を來せり。

三、土地直接稅

佛國の土地直接稅に對しては一般農民より少なからざる不平の聲あり、現行制度の下に在りては租稅は收入に伴はざるは論なし、卽ち四億法の租

稅は配賦稅法によりて土地に對して課稅せらるゝものなるが其課稅の割當決して當を得たるものと云ふを得ず、其割當は極めて舊式の土地臺帳制度により然かも此臺帳たるや甚だ不完全なるものなるを以て租稅賦課上に非常に不公平あるを免れず例ば或地方にては七分七厘一毛の納稅地もあれば或地方は僅かに九厘五毛に過ぎざる土地もあり、去れば此土地臺帳修正の必要は識者の既に認むる所なれども之れが修正には約十億法の費用を要することとて容易に實行せらるゝに至らずボリユー氏は四千萬法を以て可なりと主張すれ共之れ甚だ疑はし、兎に角此問題は二十年來大藏省に於ける重要なる委員會の問題となれるも遂に解決を見るに至らず、此の如き租稅賦課法は元來公平と云ふよりは寧ろ平等の觀念強き佛國民に取りては一層に批難の種とならざるを得ず。

以上述べたる三個の原因は一の恐るべき結果を生ぜり卽ち農民の大多數が負へる負債の增加したることこれなりクリフ、レスリーは農民の負債は

彼等の土地總價格の五分に過ぎずと唱へたるもブータンの調査したる所によれば一八二〇年に八十億なりし負債は一八四〇年には百二十億に上り一八七七年には更に百九十二億餘に達せり、去れば此等の負債は土地の總價格を八百九十二億法餘とするときは一割以上の負債に相當するなり、是れがため農民の困窮に陷りし事は强制執行賣買の件數によりて知ることを得其件數左の如し。

一八七八年	六、三七〇件
一八八四年	九、〇一四件
一八八六年	一一、四九八件
一八八七年	一三、三二〇件

卽ち强制賣買の數は十年間に於て約十一割の增加を來せり然かも强制賣買は只負債の一部の結果たるに止まり此外自由賣買の件數に至りては蓋し大なるものあるべし、然れ共幸にして此傾向は止み一八八七年來漸次減少を示せり一九〇八年の報告によれば

一九〇一年	六、九〇一件
一九〇三年	六、五四六件
一九〇四年	六、〇二〇件
一九〇五年	六、〇四二件

以上は佛國農業の恐慌を來せし原因を擧げたるものなるが之れより進んで佛國農業の特徵を擧げ如何にして又何故に恐慌にも係らず地主の數に減少を來さゞる其生産額益增加するに至りしやの理由を說明せん。

（第一） 地主の數に減少を來さゞる理由は相續法に歸せざる可らずクリフレスリーの計等によれば一八五一年に於る地主の數は七、八四五、七二四人あり一八八二年には八百五十萬人あり恐慌後一九〇〇年に於ても尙八百〇九萬人を算す、於是吾人は資本勞力の缺乏や重稅や穀價下落等にも拘らず土地の併合甚だしからず又投機者流の買占むる所とならざりしを知るに足る今後十年の內には再び一八八二年に於けるが如き多數の土地有者を見るに至ることと疑なかるべし然るに一部政治社會に

於ては佛國の相續法は早晩土地をして有利に耕作することを能はざる程微細農に至らしむべしと盛に唱ふるものあり此議論はルプレー氏の長く主張せし所なるが更に近年に至り獨逸の有力なる學者ブラント氏によりて唱導せらる氏は中頃に於てAnerbenrecht なる制度の佛國相續法に勝れる所あるを論じて曰く人は相續の場合に土地全部を一人の子に與へ他の子等には土地の代りに金錢を與へ毫も土地を分割し又耕作法を變更する所なからしむ。此制度は最も適當なる子をして耕作に從事せしむることを得ると同時に農業を好まざる子等をして得たる貨幣資本を以て商業等に從事することを得しめ各其適する所に向はしむる得ありと。然れ共佛國相續法は毫も之れに劣れる所あるを見ず卽ち佛國相續法は相續の際には土地其他の財產を總ての子女に分與し其間何等の不公平なからしむ然かれ共若し其れを欲せざる時は素より之を賣拂することを妨げず、此制度は土地を小分するの弊ありと稱するは誤なり何となれば佛人の土地に

執着するの念極めて強く爲めに從來の經驗によれば此相續法は庶子均分法によりて何人にも土地所有者たるの特權を有せしむるも實際に於て土地は非常の小區劃に分割せらるゝ事なく何人も出來得る限り土地の買收につとめつゝあるを以てなり、去れば未だ相續法の制定せられざりし以前に於ても地主の數四、六〇〇、〇〇〇を算し其れより漸次增加して八、〇〇〇、〇〇〇となりしも此は土地が微細農に分割せられたるには非ず、今日小農は全面積の四分の一を有するに過ぎずして四〇〇「エーカー」以上の農民は總面積の一割六分を占め總面積の三分の一は一〇〇「エーカー」以上の農民の占むる所なり。

（第二）善良なる土地賣買制度は不完全なる相續法の缺點を償ふて餘あるものなり先づ賣買をして有效ならしむるには法律は次の二個條を缺く可からず、卽ち(一)地券の整然確實なる事、(二)賣買行爲の廉價に行はるゝ事之れなり。

今佛國の賣買制度上前二者に就て見るに不動產に關する行爲は不動產書類保存局に於て登記せしむるものなるも其登記の效力は只第三者に對する優先權を與ふるのみにて確實なる讓與とはならざるなり卽ち若し賣手の地券が何等かの無效の原因によりて消滅する時は縱令登記あるにも係らず買手は損害を蒙らざるべからず且又登記は絕對的必要條件に非ざると共に賣買行爲は只讓渡者と被讓渡者との名の下に於てのみ記入せられ區劃せられたる地面の記入せらるゝに非るを以て何人も何程の土地が各自の權利義務たるやを知る能はざるなり登記は只或種の契約が一定の人によりて行はれたることを示すのみにて土地の法律上の地位は極めて不明なり、此れ卽ち獨り徵稅上の不便のみならず賣買行爲の確實の點より佛國現行の臺帳の正確に作製せらるゝ事を欲する所以也。

賣買行爲の廉價に行はるゝ事も地券の確實と同樣必要なる事なり佛國の土地移轉稅は賣買價格の百分の七を徵收す年々增大する財政の必要上此種の稅率は當分減せらるべくもなし否寧ろ增率せらるゝの恐あり、然らば土地賣買行爲に對して重稅を徵收せらるゝ者とすれば一方土地交換行爲に對しては免稅せらるゝを至當とす一八八四年此に對する稅率が千分の二に減せられたるは甚だ策の得たるものと云ふべし此改正は地方一般に及ぼし田舍に於て散在せる小面積の土地を一所に集合せしむる樣勉めざる可らず。

（第三）鐵道の普及が農業繁榮上與て力あるは多言を要す迄もなき事なるが佛國の鐵道は農產物運搬上常に非常なる便宜を與へ每日穀物果實野菜草花等を滿載したる汽車が南方より巴里伯林其他の都市に向ひつゝあるを見る、之と同じく化學的肥料の改良は不毛の地をして豐饒の地たらしむるに大なる効力あり此くして穀價の下落も多額生產物の外國に輸出せらるゝに至り今日に至りては吾穀物の增加を示せり英獨伊等の諸國は今日佛國の補助なくしては生活する能はざる也其他英國に對する莓の輸出も莫大の額に上り一週四回の特別列車によりて盛に運搬を掌れり然して此等の貨物は運搬上急速を要するものなるを以て別に特別列車によりて運びつゝあり賃率も亦非常なる特典を與ふ、

此の如く農產物の大なる生產及輸出をなすに付ては何等の原因なかる可らず、地方農民間に共働組合の發達せること是なり、共働組合は一八八四年に初て農民間に組織する事を法律上認められし以來近年益盛となるの傾あり、一八九〇年には二十三萬四千人の會員よりなる六百四十八の組合なりしが一九〇〇年には二千三百七十五を算へ其會員數五十九萬二千六百十三人に上れり現今に於ては約四千の組合ありて其會員の數も百萬人を下らざるべしと云へり、此等の組合は更に十個の地方的大團體に組織され其れが又中心に一個の大團體となり稱して佛國農業組合中央聯合會（Union Centrale des Syndicats des agriculture en France）と

云ふ言ふ迄もなく此等の組合の利益は。農業に關する總ての利益を保護し小農をして大農同樣の利益を確保せしめんとするに在るものにして其發達の幼穉なりし時代には彼等の間に其必要品の購買販賣等はなさゞりしも近年に至り其利を悟り機械種子肥料其他凡ての必需品を大量且安價に購入して此れを各會員に分割することゝせり農產物販賣に付ても亦然り運般の運賃も組合に對しては特別の利益を與ふ。

農民間の組合の他の利益は相互信用の利用に在り卽抵當貸付の場合に在りては其金利常に五分を下らず然かも抵當貸付に關しては公證人の手を經又登記せざるべからず之れに對する手數料稅金等の額少からず此がため此等凡ての費用は時に貸付金額と同額に達する事すらあり、之に反して相互信用は極めて低利にして又强制賣買等の憂もなし不幸にして佛國農民は極めて秘密を尊ぶの性質あり從て組合より資金の融通を得る事を喜ばずして寧ろ公證人より借入るゝを喜ぶの風ありしを以て

獨乙に行はるゝライフアイゼン、シュルッ式等の信用組合は久しく存在せざりしも一八九四年の農業信用の組合に關する法律發布以來此等の組織を見るに至れり、之と同時に佛國には信用貸付に便法を設けたり、然して又國家は有ゆる方法によりて農業の發達を奬勵し或は功績見るべきものには特別の勳章を與へ或は農民子弟の敎養のために模範的の農學校を設立し然して時々地方に敎師を遣はして地方田園問題に關する講演をなし又質問に應せしむる等農業開發上常に注意を怠らず。

（第四）佛國に於ては小作人は地主の犧牲なりと云ふ事を得ず貸付期限並に小作料が高價にして貸付期間中土地に對する改良に付て何等報酬を得ざる時代は既に過ぎ去りて今日は二人の小作人が一人の地主を求むる時代に非ずして十人の地主が一人の小作人を求むる時代となれり、されば小作人は思ふ通り長期の貸付を得小作料も甚だ適度のものたり從つて地主と小作人との間極めて圓滿に

して其間紛紜を見ること甚だ稀なり。

且又佛國に於ては小作問題の左程重大ならざるは他に理由あり卽ち小農制度の國なるを以て大抵の農民は土地を所有せると同時に只雇人の助によりて自ら耕作に從事し土地を全く小作人のみに委ぬる事稀なり。貸付法に二法あり一は一定小作料を徵收して貸付くるものと一は地主と小作人との間に收穫物分配の組織にして大抵は折半ずるを常とすクリフ、レスリー氏は此制度を批難すれ共此は地主と小作人との間に親密の關係を生せしめ又Absenteeism の大なる弊害に對して救濟となるなり、此制度の好結果を得る事は或る耕地は其小作權を子々孫々に傳へ其期間三百年に及べるものすらあり小作人の方に於ても地主の方に於ても其利益は永久に安全にして小作人に對して利益均分法が有利なる如く地主に對しても亦有利なるものなり何となれば別に其利益は生產額に比例するを以て小作人は益耕作改良に力を盡すべく而して小作人の利益は又地主の利益となるなり、若し此制度が愛蘭に適用せらるれば地主と小作人との間に左迄不和は來さゞりしならん。

以上述べたる所により佛國農業が激烈なる恐慌に遭遇したるは土地制度が其原因に非る事を知るに足るべし否原因たらざりしのみならず現制度の下に在て農民の活動と熱心は耕作法の科學的進步と相俟ちて恐慌を切り拔け遂に之れに打克つに至りしなり今後尙進步改良と共に農業の繁榮を見んこと期して疑ふ可からず。（完）

附記　此編卓拔の意見を見ずと雖も、佛國の有識者が自國現在の土地所有制度を以て、英、獨、等に比し遙かに優れるものなるを自信する狀を想見せしむるに足るものあり、而して其推論として農業關稅を要求する理由も亦之れによりて察するを得可きなり、土地制度の上に於ては英と獨と佛と各全く異る狀態にあり、我邦の農政を論ずるもの果して其何れを取らんとするかは最も研究に値する問題ならずんばあらず、是れ予が久山君を煩したる所以なり。（福田德三）